

○茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 28 号

改正 令和 5 年 3 月 28 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(令 5 条例 5 ・一部改正)

(委員)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 18 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 子育てに関する活動を行う団体の代表者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 事業主
- (6) 労働者団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 子ども・子育て会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(令 5 条例 5 ・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に茅ヶ崎市次世代育成支援対策協議会(次項において「協議会」という。)の委員であった者は、この条例による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、第2条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。

3 施行日の前日において協議会の会長又は副会長であった者は、施行日に、第3条第1項の規定により、それぞれ子ども・子育て会議の会長又は副会長として定められた者とみなす。

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

4 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。